

# 辰野町社会福祉協議会くらしの資金貸付制度（小口資金）特例貸付

## 実施規程

### （貸付趣旨）

第1条 本貸付は、新型コロナウイルス感染症の発生による休業や失業等により、一時的又は継続的に収入減少した世帯を対象として、当面の生活費として貸付けるものとする。

### （実施主体）

第2条 実施主体は社会福祉法人辰野町社会福祉協議会（以下「社協」という。）とする。

### （対象世帯）

第3条 新型コロナウイルス感染症の発生による休業や失業等により、一時的又は継続的に収入が減少した世帯で、辰野町内に住所を有する世帯とする。

### （特例内容）

第4条 小口資金特例貸付の内容は次のとおりとする。

#### ①貸付対象の拡大

「母(父)子世帯、心身障害者世帯、高齢者世帯及び低所得世帯」から「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯」に拡大

#### ②貸付金額の上限の拡大

次に掲げる例を参考として、特に必要と認められる場合は10万円以内に拡大

ア 世帯員に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき

イ 世帯員に要介護者がいるとき

ウ 世帯員が4人以上いるとき

エ 世帯員に、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として臨時休業した学校に通う子ども、または風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子どもの世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき

オ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

カ 以上のほか、特に資金の貸付が必要であると認められるとき

#### ③据置期間の延長

「2か月以内」を「1年以内」に延長

#### ④償還期間の延長

「4か月以内」を「2年以内」に延長

### （貸付手続き）

第5条 借入申込者は、借入申込書（様式1）に次に掲げる事項等を記載し、社協に提出するものとする。

- (1) 氏名
  - (2) 性別及び生年月日
  - (3) 住所及び連絡先
  - (4) 勤務先等の名称及び住所
  - (5) 世帯状況
  - (6) 借入理由
- 2 借入申込書及び借用書（様式2）への押印は、印鑑又は拇印によるものとする。

#### （借入申込者の本人確認）

- 第6条 社協は、運転免許証、健康保険証、住民票等により借入申込者の本人確認を行うものとする。
- 2 社協は、運転免許証、健康保険証の番号等を控え、複写するものとする。

#### （受付期間）

- 第7条 本貸付の借入の申込みは、令和2年5月15日（金）から受付を開始する。
- 2 受付場所は、社協の窓口とする。
- 3 受付期間は、当面、令和2年7月末日までとする。

#### （貸付審査）

- 第8条 社協は借入申込書及び借用書等申込みに必要な書類を受理し、順次審査のうえ、貸付の可否を決定するものとする。
- 2 貸付決定の場合、貸付金交付の事実をもって貸付決定したものとし、貸付決定通知書の発行は省略できるものとする。
- 3 不承認の場合、書面での通知は省略し、借用書は社協が責任をもって廃棄する。

#### （貸付金の交付）

- 第9条 社協は貸付決定後、速やかに資金交付を行うものとする。
- 2 貸付金の交付方法は、原則として本人名義の金融機関口座への振込みとする。

#### （施行細則）

- 第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和2年5月15日から施行する。